

平成28年5月13日

(派遣元 団体の長) 殿

平成28年熊本地震により被害を受けた 派遣労働者への配慮に関する要請書

労働者派遣事業関係業務の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

平成28年熊本地震により、尊い人命が失われ、かつ、甚大な経済的被害がもたらされました。犠牲となられた方々に対し、心より哀悼の意を表させていただきます。

今般の地震により、事業活動及び雇用への重大な影響が生じることが懸念されており、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、その解雇・雇止めにより、生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

このため、派遣元事業主の皆様におかれても、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」(平成11年労働省告示第137号)に規定する派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じていただくとともに、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の御配慮をお願いいたします。

まず、労働者派遣契約の解除等により派遣労働者の就業場所が確保できない場合であっても、派遣先と協力しながら別の地域で就業場所を確保していただくなど派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るようお願いいたします。

また、それができない場合でも、まずは休業等を行い、雇用の維持を図るようにするとともに、休業等により労働者の雇用の維持を図った場合に、それに要した費用を助成する雇用調整助成金を活用するなどして休業についての手当を支払っていただくことや、休業を失業とみなして失業等給付を支給する雇用保険の特例措置を活用していただくようお願いいたします。

特に、雇用調整助成金については、既に平成28年4月22日に第一弾の特例措置を公表していますが、事業主の皆様の雇用維持の努力を一層強力に支援するために更なる特例措置を講じる方針を決定するなど、政府を挙げて対策に努めております。

雇用調整助成金や雇用保険の特例措置については、労働局又はハローワークで御相談を承っておりますので、こうした措置を是非御活用ください。

このように、派遣労働者の雇用維持・確保に向けて、上記のとおり、貴団体の会員企業に対し、御協力をお願いしたく、周知啓発されるようお願い申し上げます。

厚生労働省職業安定局長

生 田 正 之